

平成15年(コ)第161号 賃金仮払い仮処分命令申立事件

決 定

鹿児島市錦江台3丁目4番13号

債 権 者 田 尻 利

鹿児島市下福元町5860番地1

債 権 者 馬 頭 忠 治

鹿児島市錦江台3丁目19番13号

債 権 者 八 尾 信 光

上記3名代理人弁護士 林 健 一 郎

同 井 之 脇 寿 一

同 森 雅 美

同 増 田 博

同 小 堀 清 直

鹿児島市城西3丁目8番9号

債 務 者 学 校 法 人 津 曲 学 園

同 代 表 者 理 事 菱 山 泉

同 代 理 人 弁 護 士 金 井 塚 修

同 金 井 塚 康 弘

主 文

- 1 債務者は、債権者田尻に対し、金***万円を、債権者馬頭に対し、金***万円を、債権者八尾に対し、金***万円をそれぞれ仮に支払え。
- 2 債務者は、債権者田尻に対し、各金**万円を、債権者馬頭に対し、各金**万円を、債権者八尾に対し、各金**万円をいずれも平成16年9月から本案の第一審判決言渡しの月までの毎月20日限り、それぞれ仮に支払え。
- 3 申立費用は、債務者の負担とする。

理 由

第1 申立て

債務者は、債権者田尻に対し、各金***万****円を、債権者馬頭に対し、各金**万****円を、債権者八尾に対し、各金***万****円をいずれも平成15年10月から本案判決確定まで、毎月20日限り、仮に支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、債務者が設置する大学の教授であった債権者らが、同大学の教員選考に関して問題があった等として、債務者から懲戒解雇（懲戒退職）され、その後、通常解雇されたため、これらはいずれも無効であると主張し、賃金仮払いを求めているものである。

2 事実経緯（争いのない事実並びに疎明資料及び審尋の全趣旨により認められる事実）

(1) 債務者は、鹿児島国際大学（以下「本件大学」という。）を設置している学校法人である。債権者田尻は平成元年以降、債権者馬頭は平成6年以降、債権者八尾は平成2年以降、いずれも本件大学の教授であり、債権者八尾は、平成9年4月から平成12年3月まで本件大学経済学部長に就いていた。

(2)ア 菱山泉（現債務者代表者）は、平成8年4月、本件大学の学長に就任し、自らが委員長となり、「大学院開設準備委員会」を平成8年10月19日から平成10年12月5日までの合計10回、「新学部開設準備委員会」を平成8年11月30日から平成11年12月18日までの合計11回、それぞれ開催した。債権者八尾は、本件大学経済学部長として、上記各委員会の審議に加わったが、しばしば、財政問題について発言した。また、債権者八尾は、大学院や新学部開設の経営見通し等について、本件大学の学長、理事長、教授等に対し、書簡、文書を送付したり、鹿児島大学で開催されたシンポジウムで発言したりした。

イ 本件大学経済学部では、「人事管理論および労使関係論」担当の助教授

の転出に伴い、後任者を新たに公募、採用することになり、教員選考委員会が設置され、債権者田尻が委員長、原口俊道教授が主査、債権者馬頭が副査となって、平成11年11月2日から平成12年2月17日までの合計8回、同委員会が開催された。平成12年2月22日、本件大学経済学部の教授会（債権者八尾が学部長として議長を務めた。）において、仲村政文候補者が「労使関係論」の教授として適任であるとする、教員選考委員会の委員長（債権者田尻）の選考経過報告、同副査（債権者馬頭）の業績評価報告がされ、同主査（原口教授）が同候補者は不適格である旨主張した。長時間にわたる議論の末、原口教授を含む7名の教授等が退席した後、投票が行われ、投票総数32中、委員会提案に賛成17、反対7、白票7、無効1であったため、債権者八尾は、委員会提案を承認するものであるとして、学長（菱山泉）に対し、同候補者を採用すべきである旨の要請をした。

- (3) 債務者は、平成14年3月29日、債権者らに対し、処分通知書を送付し、平成14年3月31日付けで就業規則55条6号の「懲戒退職」とすること等を通知した（以下「本件懲戒解雇」という。）。その理由は、債権者田尻については、教員選考委員会の委員長として、不当な委員会運営を主導したこと等が就業規則38条2号に該当するというもの、債権者馬頭については、同委員会の副査として、業績評価書に虚偽記載したこと、暴言、威圧等により不当な委員会運営を幫助したこと等が就業規則38条1号又は2号に該当するというもの、債権者八尾については、前記(2)アの行為、同イの教授会の議長として極めて不適切な議事運営を行ったこと等が就業規則38条2号、3号等に該当するというものであった。
- (4) 債権者らは、平成14年4月5日、鹿児島地方裁判所に、地位保全、賃金仮払い及び研究室の利用妨害禁止を求めて、仮処分命令の申立てをした（平成14年（ヨ）第84号）。同裁判所は、同年9月30日、債権者らのいす

れについても、債務者の主張する懲戒解雇事由に該当する事実は認められず、懲戒解雇は無効であるといわざるを得ないとして、申立ての一部について、保全の必要性を認め、同年10月分から平成15年9月分までの各債権者らの賃金仮払い、研究室の利用妨害禁止を命ずる決定をした（以下「前仮処分決定」という。）。債務者は、これに対し、鹿児島地方裁判所に、保全異議を申し立てた（平成14年（モ）第1538号）。

(5) 債権者らは、平成14年11月19日、鹿児島地方裁判所に、地位確認等を求めて、本案訴訟を提起した（平成14年（ワ）第1028号）。同事件は、現在、審理中である。

(6) 債務者は、平成14年10月25日、債権者らに対し、処分通知書を送付し、本案訴訟で本件懲戒解雇が無効と判断されることを条件とする予備的解雇として、就業規則19条（1項）2号、4号、9号に基づき、同書面到達日の翌日から起算して30日を経過した日をもって解雇する旨通知した（甲17ないし19。以下「本件予備的解雇」という。）。その理由は、同通知書によれば、本件懲戒解雇事由とした不正行為のほか、本件懲戒解雇日以降債権者らが債務者に対して行った背信的諸行為（同年4月2日の記者会見、同月5日及び6日付けメッセージ等をインターネットを通じる等して事実を歪曲して喧伝したこと等）により本件懲戒解雇の有効性を貶め、本件大学の名誉を毀損したこと、教員選考過程での不正という大学運営の根幹を揺るがした自らの不正行為の重大性への反省が全く見られないこと、学問の正統性、科目適合性等を無視して多数決で決せられると考えている学問・研究に対する根本的誤解など教師、研究者、大学教授としての不適格性（なお、これに、債権者田尻については「暴言、威嚇」が、債権者馬頭については「業績不十分、大声での暴言、威嚇」が付加されている。）、さらには、ことさらに学長、理事等の個人攻撃をしつつ、学外の多衆にたのみ学園秩序の破壊を策そうとする、協力性、協調性の欠如等を付加したものであるとさ

れていた。

- (7) 鹿児島地方裁判所は、平成16年3月31日、債権者らに懲戒事由に該当する事実は認められず、また、本件予備的解雇は解雇権の濫用に該当し無効であるとして、前仮処分決定を認可する旨の決定をした(甲31。以下「保全異議決定」という。)。債務者は、これに対し、同年4月17日、福岡高等裁判所宮崎支部に保全抗告を申し立てた(乙31の1,2)。同事件は、現在、審理中である。

3 主たる争点

- (1) 本件懲戒解雇は有効か。
- (2) 本件予備的解雇は有効か。
- (3) 保全の必要性があるか。

第3 当裁判所の判断

1 本件懲戒解雇の有効性について

債権者らのいずれについても、債務者の主張する懲戒解雇事由に該当すると認めるに足りる疎明資料はない(もとより、保全命令に既判力(拘束力)があるわけではないが、前仮処分決定でこれと同様の認定がされ、保全異議決定でも認可されているところであって、本件で新たに提出された各疎明資料によっても、これらの判断を覆すに足りない。)

2 本件予備的解雇の有効性について

第2の2(6)記載の処分通知書記載の理由のうち、及び が認められないことについては、前記1のとおりであり、 についても、就業規則19条1項2号,4号,9号に該当する事由があると認めるに足りる疎明資料はない。また、 については、その意味自体不明確であるが、就業規則19条1項前掲各号に該当する事由があるとの主張だとしても、これを認めるに足りる疎明資料はない。

3 保全の必要性について

- (1) 前仮処分決定において、仮払期間が1年間と定められたが、これは、暫定的な仮の救済を与えるという仮処分制度の趣旨に則り、本案訴訟の平均審理期間等を考慮してされたものであって、先行の仮処分の仮払期間が経過するに際して、改めて、保全の必要性等を疎明して、後行の仮処分を申し立てることができるのは当然である（新・裁判実務大系第16巻「労働関係訴訟法」254頁等）。
- (2) ところで、本件は、前仮処分決定による仮払期間経過直後の平成15年10月15日に申し立てられたが、前仮処分決定に対する保全異議手続の審理終結日が同年8月29日と定められていたため、間もなくその決定が出されるものとして進行されたこと、平成16年3月31日に保全異議決定が出されたが、債務者から保全抗告がされ、その結果を待つて進行してもらいたい旨の上申（同年5月17日付け債務者主張書面(4)）がされたこともあって、保全抗告審の状況を見つつ進行されたこと等から、結果的に、現在、前仮処分決定による仮払期間経過後約1年を経過することとなったという特殊事情がある。
- (3) そこで、保全の必要性について検討するに、甲20の1,2,甲21の1,2,甲22の1,2,甲25ないし27,28の1,2,甲29,30,乙28の1ないし3,乙29の1ないし3,乙30の1ないし3,審尋の全趣旨等を総合考慮すれば、債権者及びその家族の生活費等として、債権者田尻には月額**万円、債権者馬頭には月額**万円、債権者八尾には月額**万円の仮払いの必要性が認められる（なお、債務者は、債権者らが平成15年9月21日現在で685万8000円のカンパ収入を得ている旨主張するが、平成16年1月から3月にかけて、債権者馬頭が合計**万円、債権者八尾が合計**万円をここから受領したことは認められる（甲29,30））

ものの、それ以外に債権者らがここから生活資金等を受領したことも、今後将来にわたり、債権者らが確実にここから生活資金等を受領することも認めるに足りる疎明資料はないのであるから、保全の必要性の判断に当たって考慮すべきではない。)。また、本件においては、前記(2)のような特殊事情があるところ、遅くとも同年5月末ころまでには、当事者双方の主張・疎明が終了すべき状況にあったこと、本案訴訟も終結時期に近いと想像されること等を総合勘案すると、平成16年6月分以降本案の第一審判決言渡しの月まで(同年6月分から8月分までは直ちに、同年9月分以降は将来の定期金として)の仮払いを認めるのが相当である。

- 4 以上のとおり、主文掲記の限度で本件申立ては理由があるから、担保を立てさせないで認容し、その余は理由がないので、却下することとする。

平成16年8月27日

鹿児島地方裁判所

裁判官 平 田 豊